

令和5年第6回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年6月23日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第34号 令和5年度教育予算の補正（第4号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第36号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第37号 副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について
- 8 議案第38号 武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 9 その他

議案第 34 号

令和 5 年度教育予算の補正（第 4 号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和 5 年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 5 年 6 月 23 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

（提案理由）

令和 5 年度教育予算について、歳入で都補助金及び雑入、歳出で教育総務費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
16		都支出金	84,968	13,273	98,241
	2	都補助金	80,955	13,273	94,228
		8 教育費都補助金	80,955	13,273	94,228
21		諸収入	18,392	14	18,406
	5	雑入	18,392	14	18,406
		3 雑入	17,631	14	17,645
		歳 入 合 計	613,442	13,287	626,729

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9		教育費	2,813,376	79,656	2,893,032
	1	教育総務費	632,381	2,731	635,112
		3 教育指導費	241,001	2,731	243,732
	6	保健体育費	484,266	76,925	561,191
		2 体育施設費	6,145	220	6,365
		4 学校給食費	348,710	76,705	425,415
		歳 出 合 計	3,523,109	79,656	3,602,765

令和5年度 教育予算 第4号補正参考資料

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
16	都支出金					84,968	13,273	98,241	
	2	都補助金				80,955	13,273	94,228	
		8	教育費都補助金		合計（16・2・8）	80,955	13,273	94,228	
			1	教育総務費補助金		897	13,273	14,170	
				デジタル利活用支援員配置支援事業補助金	デジタル利活用支援員の配置に係る経費が交付されるものである。	0	13,273	13,273	教育総務課 教育政策係
21	諸収入					18,392	14	18,406	
	5	雑入				18,392	14	18,406	
		3	雑入		合計（21・5・3）	17,631	14	17,645	
			1	雑入		190	14	204	
				会計年度任用職員雇用保険料負担金	適応指導教室指導員を会計年度任用職員として1名任用することに伴い雇用保険料負担金を計上するものである。	180	14	194	教育指導課 教育支援係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						2,813,376	79,656	2,893,032	
	1	教育総務費					632,381	2,731	635,112	
		3	教育指導費			合計（9・1・3）	241,001	2,731	243,732	
			教育相談経費			適応指導教室指導員について、東京都の非常勤教諭の配置人員に不足が生じていることから、適応指導教室指導員を臨時的会計年度任用職員として1名任用する経費を補正するものである。	17,532	2,731	20,263	教育指導課 教育支援係
	6	保健体育費					484,266	76,925	561,191	
		2	体育施設費			合計（9・6・2）	6,145	220	6,365	
			運動場等維持管理経費			野山北公園運動場東側のフェンスについて、経年劣化により柱の部分が破損したため、修繕する経費を補正するものである。	6,124	220	6,344	スポーツ振興課 スポーツ振興係
		4	学校給食費			合計（9・6・4）	348,710	76,705	425,415	
			一般事務経費			保護者負担の軽減を図るため、3か月分の学校給食費を市が負担することに伴い、その経費を補正するものである。	24,847	74,296	99,143	学校給食課 学校給食センター
			調理及び配送経費			民間業者による派遣事業を活用し、人員の充足を図るための経費を補正するものである。	73,804	2,409	76,213	学校給食課 学校給食センター

議案第 35 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年6月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第一中学校の学校運営協議会委員について、教職員の人事異動に伴い、委員の委嘱等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(委嘱の取りやめ)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
米山 琢児	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年6月1日

3 任 期 令和5年6月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
田中 妙美	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

議案第 36 号

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 5 年 6 月 23 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市学校給食運営委員会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
吉成 かおる	武蔵村山市学園	小学校の校長 (規則第3条第1項第1号該当)
五十嵐 誠一	武蔵村山市大南	小学校の校長 (規則第3条第1項第1号該当)
本田 博靖	武蔵村山市三ツ木	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
藤野 裕希	武蔵村山市神明	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
石橋 修	武蔵村山市榎	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
小林 朱美	武蔵村山市大南	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
内藤 義和	立川市柴崎町	武蔵村山市を管轄する保健所の職員 (規則第3条第1項第7号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市学校給食運営委員会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年6月1日

3 任 期 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
井口 洋	武蔵村山市三ツ木	小学校の校長 (規則第3条第1項第1号該当)
川口 周作	武蔵村山市大南	小学校の校長 (規則第3条第1項第1号該当)
島崎 祐太	武蔵村山市大南	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
田島 由美	武蔵村山市三ツ藤	P T A会長 (規則第3条第1項第3号該当)
土田 雅一	武蔵村山市本町	P T A会長 (規則第3条第1項第4号該当)
山田 秀海	武蔵村山市中藤	P T A会長 (規則第3条第1項第4号該当)
伊藤 皓子	立川市柴崎町	武蔵村山市を管轄する保健所の職員 (規則第3条第1項第7号該当)

※敬称略、順不同

議案第 37 号

副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について

副校長の任命に係る内申について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年6月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

別紙（中学校・副校長）

副校長の任命について

このことについて、下記のとおり発令されますよう内申します。

記

東京都公立学校副校長
東京都武蔵村山市立第一中学校副校長
渡邊 泰祐

本職を免じ

東京都武蔵村山市公立学校副校長に任命する

東京都武蔵村山市立第一中学校副校長（特命担当）に補する

別紙（中学校・副校長）

副校長の任命について

このことについて、下記のとおり発令されますよう内申します。

記

東京都公立学校主幹教諭
東京都あきる野市立東秋留小学校主幹教諭
小田 貴弘

本職を免じ

東京都武蔵村山市公立学校副校長に任命する
東京都武蔵村山市立第一中学校副校長に補する

議案第 38 号

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の一部改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 5 年 6 月 23 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則について、規定を整備する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則（平成20年武蔵村山市規則第18号）
の一部を次のように改正する。

第2条中、「開設期間は、」の次に「原則として」を加え、同条に次のただし書きを加える。

ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市体育施設設置条例施行規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市体育施設設置条例施行規則 平成20年 3 月 31 日規則第18号 第 1 条 略 （プールの開設期間） 第 2 条 プールの開設期間は、<u>原則として</u>毎年 7 月 10 日から 8 月 31 日までとする。<u>ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを</u> <u>変更することができる。</u> 第 3 条から第 9 条まで 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	武蔵村山市体育施設設置条例施行規則 平成20年 3 月 31 日規則第18号 第 1 条 略 （プールの開設期間） 第 2 条 プールの開設期間は、毎年 7 月 10 日から 8 月 31 日までとする。 第 3 条から第 9 条まで 略